

政令第百八十七号

自衛隊法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第九十八条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第二百二十条の二の見出しを「（学資金の貸与の要件）」に改め、同条中「及び工学」を「工学、文学及び法学」に改め、同条ただし書中「とする」を「とし、文学にあつては語学その他防衛大臣の指定するものとし、法学にあつては法律学その他防衛大臣の指定するものとする」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第九十八条第一項に規定する政令で定める学位に相当するものは、次に掲げるものとする。

一 外国において授与された学校の課程の修了に関する称号であつて、学士、修士又は博士に相当するものであると防衛大臣が認めるもの

二 学校教育法第二百二十五条第一項に規定する専修学校の専門課程（修業年限が四年以上であるものに限る。）を修了した者が称することができるとして文部科学大臣の定める称号であつて、学士に相当

するものであると防衛大臣が認めるもの

第二百二十条の三第一項中「（以下「貸費学生」を「又は生徒（以下「自衛隊奨学生」に改め、同条第二項中「には大学」の下に「高等専門学校若しくは専修学校又はこれらの学校に相当する外国の学校（以下「大学等」という。）」を加え、「及び当該貸費学生となろうとする者の在学する大学の学長の推薦書を添附しなければ」を「を添付しなければ」に改め、同条第三項中「願出にあたつて」を「願い出に当たつて」に、「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に、「ともに」を「共に」に改め、同条第四項中「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に改める。

第二百二十条の四中「一に」を「いずれかに」に、「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に改める。

第二百二十条の五中「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に改める。

第二百二十条の六中「貸費学生と」を「自衛隊奨学生と」に、「貸費学生が大学」を「自衛隊奨学生が大学等」に改め、同条ただし書中「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に改める。

第二百二十条の七第一項中「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に改め、同条第二項中「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に、「つど」を「都度」に改める。

第二百二十条の八第一項中「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に改め、同条第二項中「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に改め、「とき」の下に「（休学し又は停学にされた日の属する月に休学期間又は停学期間が満了した場合を除く。）」を加え、「それぞれ復学し、」を「休学期間」に、「月の前月分」を「月分」に改める。

第二百二十条の九中「貸費学生が次の各号の一」を「自衛隊奨学生が次の各号のいずれか」に、「それぞれ」を「当該各号に」に改め、同条第一号中「見込」を「見込み」に改め、同条第三号中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第四号中「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に改める。

第二百二十条の十第一項中「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に、「大学」を「大学等」に、「次条第三項第二号」を「同項第二号」に改め、同条第二項中「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に、「大学」を「大学等」に、「又は第二項若しくは」を「第二項又は」に、「次条第一項第二号」を「同条第一項第二号」に改め、同条第四項から第六項までの規定中「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に改める。

第二百二十条の十一第一項中「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に、「大学」を「大学等」に、「（以下本条中」を「（以下この条において」に、「こえる」を「超える」に、「一に」を「いずれかに」に改め、「そ

れぞれ」を削り、同項第一号中「以下本条中」を「次号において」に改め、同条第二項中「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に、「大学」を「大学等」に改め、同条第三項中「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に、「一に」を「いずれかに」に改め、「それぞれ」を削る。

第二百二十条の十二中「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に改める。

第二百二十条の十三の見出し中「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に改め、同条第一項中「貸費学生は、次の各号の一」を「自衛隊奨学生は、次の各号のいずれか」に改め、同項ただし書中「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に、「代つて」を「代わつて」に改め、同項第一号中「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に改め、同項第二号中「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に、「復学し」を「休学期間が満了し」に改め、同項第三号中「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同項第四号及び同条第二項から第四項までの規定中「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に改める。

第二百二十条の十四中「前十二条」を「第二百二十条の二から前条まで」に、「貸費学生」を「自衛隊奨学生」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(貸与を行わない期間に関する経過措置)

2 この政令の施行の際現にこの政令による改正前の第二百二十条の八第二項の規定により学資金の貸与が行われていない貸費学生の当該貸与を行わない期間については、なお従前の例による。